

BYOD端末 利用規程

和歌山県教育委員会

1 目的

本規程は、県立学校内におけるBYOD端末の利用に関し、学校内の情報セキュリティを確保するとともに、BYOD端末を学習用ツールとして効果的に活用することを目的に定めるものとする。

2 BYOD端末の利用条件

本利用規程を確認の上、「1人1台学習用コンピュータ利用に関する承諾書」を提出し、学校長の承認を得ること。

3 BYOD端末の要件

次の(1)～(3)を全て満たす端末を利用すること。

- (1) 各学校の推奨スペック規準を満たす端末
- (2) OSが最新の状態にアップデートされている端末
- (3) マルウェアへの対策を有する端末

4 学校内におけるBYOD端末の取扱いに係る遵守事項

(1) 取扱いについて

- ・授業中の利用については教職員の指示に従い、学習目的以外の利用は厳に慎むこと。
- ・休憩時間や放課後の利用についても教職員から指示があった場合は従うこと。
- ・学校内の電源使用は認めない。自宅で十分に充電して学校へ持参すること。
- ・BYOD端末の管理については、所有者の責任のもと適切に行うこと。
- ・OSは常に最新の状態にアップデートし、定期的にウイルスチェックを実施すること。

(2) 校内ネットワークの利用について

- ・指定されたネットワークのみ利用し、他のネットワークに接続しないこと。
- ・学習活動に関係のない目的で利用しないこと。
- ・インターネットにアクセスする場合は、指定するフィルタリングを適用すること。
- ・ウイルス感染等、セキュリティリスクが発生した場合は、すみやかにネットワークの接続を停止するとともに、教職員に連絡すること。

(3) クラウドサービス（学校用）の利用について

- ・クラウドサービスは学校が許可したクラウドサービスを利用すること。
- ・利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存とし、クラウド内は授業者の指示に従い運用すること。
- ・クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱い等について

- ・インターネット上に個人情報、各種アカウント・パスワード等を公開しないこと。
- ・インターネット上のトラブル等があった場合は、すみやかに教職員に連絡すること。
- ・情報を発信する場合は、人権及び著作権、情報モラル等に十分配慮すること。

(5) トラブル発生時の対応について

- ・端末が正常に利用できない状態となるなど、授業に支障をきたす場合は、すみやかに教職員に連絡すること。修理または交換に要する期間は、学校の貸与コンピュータを利用することができる。ただし、台数に限りがあるため、常に貸出が可能であることを保証するものではない。
- ・端末内のデータについては、利用者が自らバックアップを行うものとし、データが消失した場合は、当該バックアップから復元すること。
- ・第三者を含むトラブル等が発生した場合は、すみやかに教職員に連絡するとともに、当事者または当該家庭間で解決を図ること。また、必要に応じて関係機関と連携すること。

5 学校内におけるBYOD端末の利用制限について

BYOD端末の利用にあたり、定められた遵守事項が守れない等、学校の適切な運営やセキュリティに重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合は、学校長の判断により利用停止等、BYOD端末の利用を制限することがある。

6 その他

- ・学校及び県教育委員会は、トラブル発生時の原因等究明のため、校内ネットワークの使用状況や履歴（操作や送受信記録など）をすべてログで管理する。
- ・校内ネットワークの利用に関連して利用者に損害が生じた場合には、当該利用者の責任において対処すること。また、校内ネットワークは、中断のない利用を保証するものではない。
- ・BYOD端末の故障や紛失、データの消失等が生じた場合には、所有者の責任において対処すること。

(令和8年4月1日)